

見附市議会議長 様

令和 7 年 11 月 28 日

見附市議会議員

佐々木志津子

## 一 般 質 問 通 告 書

下記のとおり質問したいので、会議規則第 61 条第 2 項の規定により通告します。

質問事項 (主題を記載してください。議場配布の一覧表に印刷)

### 【1】 女性支援新法のこれまでの支援体制と今後について

答弁を求める者 市長

私は令和 4 年の「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の制定にあたり、当市の支援体制について令和 5 年 12 月議会及び令和 6 年 6 月議会で質問してきた。この度再選された稲田市長が「誰一人取り残さない」という市政運営において、過去の議会答弁を紐解きながら支援施策の現状と今後について伺いたい。

#### 1. 相談件数の推移について

市の相談支援体制については、市民税務課に女性相談支援員を配置して対応されてきている。令和 7 年 6 月厚生労働省社会・援護局地域福祉課女性支援室の調べで延べ相談件数が年々増加傾向にあり、令和 5 年では過去最高になっているとのことである。また、女性相談支援員を配置している県内 7 市においても増加傾向にあることから当市の状況について伺う。

- (1) 令和 6 年市民税務課に女性相談支援員を配置してから、来所・電話等でこれまでの相談件数は何件あり、相談件数は増えていると実感されているか。
- (2) 多岐にわたる困難な問題を抱える女性からの相談事案に対し、女性相談支援員が具体的にどのように対応されてきたのか伺う。

※ 番号のつけ方 (大項目) 1 2 3 (中項目) (1) (2) (3) (小項目) アイウ



## 2. 努力義務である市町村基本計画について

令和 5 年 1 2 月議会の答弁で計画策定は望ましいと認識しているとのことであり、令和 6 年 6 月の議会答弁では、見附市独自の基本計画を策定する方向で検討したいとの答弁であったが、その後の検討の状況と経過（プロセス）、その結果について伺いたい。

## 3. 庁内調整会議について

支援を望む方に対し、市民税務課の市民相談係が窓口となり、相談内容に応じて担当部署につなぎ、それぞれの部署が有効な支援を提供する会議を行っている。各担当で対応する体制を取っていることから、庁内全体の情報共有を行う庁内調整会議は必要なしと令和 6 年 6 月議会での市長答弁があった。以下伺います。

（1）これまで重層的枠組みの中で対応した事案は何件ぐらいあったのか伺う。

（2）重層的枠組みの中での支援は、主にどこの部署が担当し、継続支援をしているのか伺う。

（3）女性支援新法は女性に特化した法律であり、複雑に絡み合う女性の困難な問題を継続的に対応・支援するためには庁内の情報共有・対策会議は必要と考えるが、庁内調整会議の必要性について、見解を改めて伺う。